



# 令和7年度 保育施設等 入所案内



「受付期間」や「提出先」は、希望施設や在園状況によって異なります。

1次受付後の詳細は市ホームページにてお知らせいたします。

## R7.4月入所希望の受付期間や申し込みの必要性の有無について

### 1号認定

#### 【1次受付】

令和6年10月2日(水)～10月17日(木) ※土日祝は除く  
午前の部：9時～11時30分 午後の部：1時～4時30分  
※施設によって申込先が異なります。

#### 【申し込み必要性の有無】

- ・認定区分の変更がなく、次年度在園継続希望の方は申し込み**不要**です。
- ・新規・転園希望の方は申し込みが**必要**です。
- ・1号→2号へ変更希望の方はうるま市役所へ申し込みが**必要**です。

### 2・3号認定

#### 【1次受付】

令和6年10月2日(水)～10月17日(木) ※土日祝は除く  
午前の部：9時～11時30分 午後の部：1時～4時30分

#### ※受付停止期間※

R6.10.18～R6.12.27までは受け付けできません。

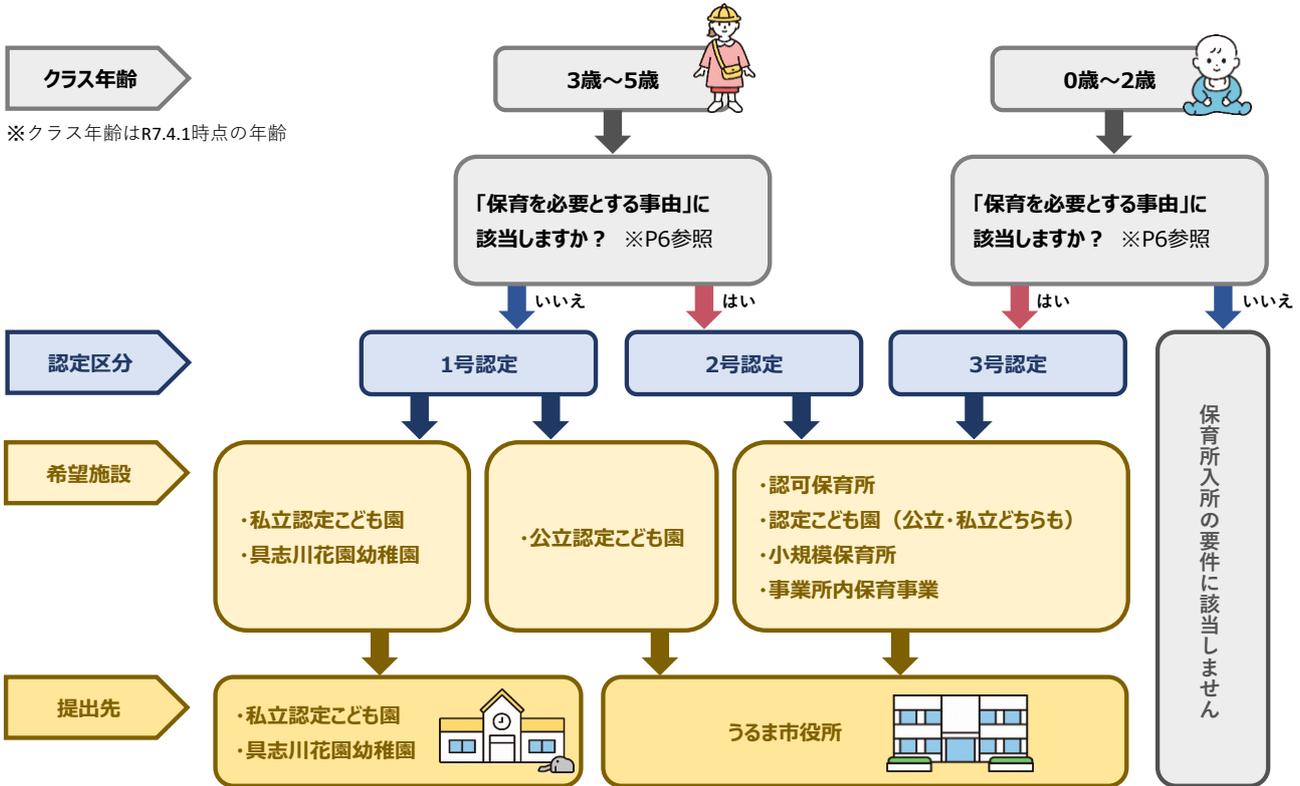
**R6.10.1～R6.11.29に生まれた子はR6.11.29まで受け付けいたします。**

#### 【申し込み必要性の有無】

- ・現況確認届提出済みの方で、次年度在園継続希望の方は申し込み**不要**です。
- ・新規・転園希望の方は入所申し込みが**必要**です。

※R7.5月以降に入所希望する場合の受付期間についてはP4をご確認ください。

## R7.4月入所希望の申込先について確認しよう！



## 令和7年度 クラス年齢について

- 0歳児クラス： 令和6(2024)年4月2日～
- 1歳児クラス： 令和5(2023)年4月2日～令和6(2024)年4月1日
- 2歳児クラス： 令和4(2022)年4月2日～令和5(2023)年4月1日
- 3歳児クラス： 令和3(2021)年4月2日～令和4(2022)年4月1日
- 4歳児クラス： 令和2(2020)年4月2日～令和3(2021)年4月1日
- 5歳児クラス： 平成31(2019)年4月2日～令和2(2020)年4月1日



保育施設等の入所案内や「保育所の空き枠」等の新着情報はこちらのQRコードから！

お問い合わせ先  
うるま市役所 保育こども園課  
☎ 098-973-5427



☆ 本書の内容は保育施設等の利用を検討しているすべての方が共通で確認していただく内容となっております。保育施設等の利用を検討している方は内容をご確認のうえ、申請等をお願いします。

※「保育施設等」とは認可保育所・認定こども園・小規模保育所・事業所内保育事業・具志川花園幼稚園を指します。

① 認定区分（1号、2号、3号）について	P1
② 利用申込みの流れ	P2
③ 令和7年4月入所 一斉受付日程	P3
④ 令和7年度 入園申込スケジュール	P4
⑤ 申込みに必要な書類について	P5
⑥ 「保育を必要とする事由」を証明する書類	P6
⑦ 令和7年度保育料算定表	P7
⑧ 保育料算定および階層認定について	P8
⑨ 保育料および給食費のお支払について	P9
⑩ 子育て支援事業について	P10
⑪ 個別支援保育 利用申込みの流れ	P11
⑫ 公立幼稚園から移行した認定こども園の1号から2号への認定変更について	P12
⑬ よくある質問 FAQ (Frequently Asked Questions)	P13
⑭ 令和7年度 利用申込書 兼 支給認定申請書 記入例	P14～P15
⑮ 幼児教育・保育の無償化について（認可外保育施設、私立幼稚園含む）	P16～P17
⑯ うるま市認可保育施設一覧	P18～P29
⑰ うるま市認可外保育施設一覧	P28～P29

## よい保育施設の選び方 十か条

- |               |                |
|---------------|----------------|
| 一 まずは情報収集を    | 六 保育する人の様子を見て  |
| 二 事前に見学を      | 七 施設の様子を見て     |
| 三 見た目だけで決めないで | 八 保育の方針を聞いて    |
| 四 部屋の中まで入ってみて | 九 預け始めてからもチェック |
| 五 子どもたちの様子を見て | 十 不満や疑問は率直に    |



詳しくは  
QRコードを  
見てね！！





## 認定区分(1号、2号、3号)について

### ① 認定区分について

子どもの年齢や「保育を必要とする事由（P6 参照）」の有無により、1号・2号・3号の区分を認定します。

認定区分	利用対象	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の子ども（「保育を必要とする事由」に該当しない場合）	認定こども園（教育部分） / 幼稚園
2号認定	満3歳以上の子ども（「保育を必要とする事由」に該当する場合）	認定こども園（保育部分） / 保育所
3号認定	満3歳未満の子ども（「保育を必要とする事由」に該当する場合）	認定こども園（保育部分） / 保育所 小規模保育所 / 事業所内保育所

● 保育施設等を利用するためには、市から「認定」を受ける必要があります。

● 保育施設等（2号・3号認定）は保護者が働いている等、家庭において保育することが困難な状況にある子どもを保護者に代わって保育することを目的とした施設です。そのため、「保育を必要とする事由」の確認ができない場合、保育が必要な状態として認定されず、『支給認定証』の交付がされない可能性があります。（1号認定を除く）

※支給認定後に利用調整(基準に基づく採点や希望施設等を基におこなう入所選考)があります。

※「集団生活に慣れさせたい」、「下の子の家庭保育に手がかかる」等の理由のみで「保育を必要とする事由」がない場合は、利用調整をできない可能性があります。

● 支給認定の申請は保育施設等の利用申込と同時に行うことができます。

※企業主導型保育所を利用する方は、利用開始までに利用申込書兼支給認定申請書・必要書類（就労証明書等）の提出が必要です。

### ② 1号認定の保育時間について

● 1号認定は「教育標準時間」となります。

<b>教育標準時間</b>	登園時間から概ね14時までが利用時間です。※施設によって異なります。
---------------	------------------------------------

※ 1号認定での利用は月曜日から金曜日までとなり、土曜日や夏休み等の長期休暇は原則お休みとなります。利用希望の場合は入所している認定こども園と利用調整が必要となります。また、利用希望の方は、基本的に預かり保育利用料（P.18～29※2参照）が別途かかります。

### ③ 2号認定、3号認定の保育時間について

● 2号認定、3号認定の保育必要量は「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

<b>保育標準時間</b>	保護者がフルタイム勤務等を想定した利用時間で、1日最長で11時間子どもを預けることが可能です。
<b>保育短時間</b>	保護者がパートタイム勤務等を想定した利用時間で、1日最長で8時間子どもを預けることが可能です。

※施設によって定められた「保育標準時間」「保育短時間」の時間外での利用については延長保育料が別途かかります。

#### ◆ 保育時間の例 ◆

～ある認定こども園の1日～



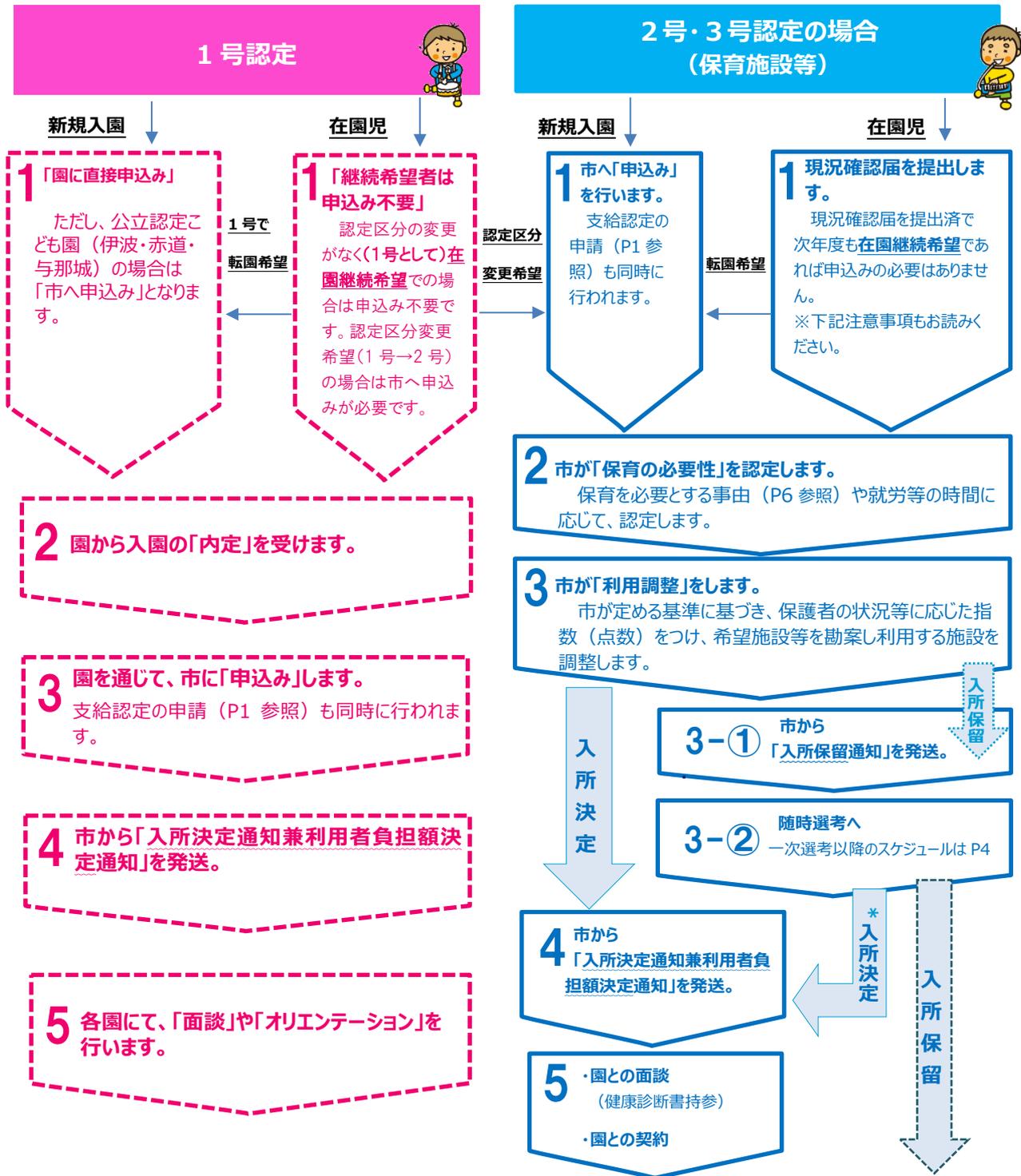
※具体的な時間は施設によって異なります。（開所時間、認定利用区分時間の詳細は P18～P29 参照）



# 利用申込みの流れ

利用申込みの流れは、認定区分によって異なります。

## 利用申込みの基本的な流れ（イメージ）



### 登園開始

※待機児童として、空き待ちになります。

**【注意事項】**

※在園児童が在園継続希望する場合でも、現況確認届より保護者の「保育を必要とする事由」が確認できなかった場合は、在園継続することができない場合があります。

※在園児童については、現況確認届により要件の確認を行うため、転園希望の申込みをする際に、再度要件書類を提出する必要はありません。ただし、勤務先が変わったなど状況に変更がある場合には再度ご提出いただく必要があります。

※現況確認届については毎年1回（5月～6月）に提出依頼予定です。



## 令和7年4月入所 一斉受付日程

### <新規・転園児童受付>

- 【受付場所】 うるま市役所本庁舎東棟 3階 大講堂
- 【受付期間】 令和6年10月2日(水)～令和6年10月17日(木) ※土日祝日は除く。  
◆極端な混雑を避けるため第1希望の対象施設ごとに下記のとおり指定日を設けています。  
指定された日に受け付けができない方は、都合の良い日を選び期限内での申し込みをお願いします。
- 【受付時間】 午前の部 9時～11時30分 午後の部 1時～4時30分  
◆10月11日(金)・10月17日(木)は、午後6時から午後8時まで夜間受付もあります。  
夜間受付は対象施設の指定はありません。

### <受付停止期間>

令和6年10月18日(金)～令和6年12月27日(金)は受け付けを停止します。

### <新生児の受け付けについて>

令和7年4月入所は、「令和7年1月1日までに出生のあった児童」が対象となります。上記受付期間にかかわらず、新生児(令和6年10月1日から令和6年11月29日までの間に生まれた子)は、令和6年11月29日まで受付可能です。令和7年1月6日以降に受け付けの場合は2次選考以降の対象となります。

受付日	第1入所希望施設名
10月2日(水)	ふくよか彩橋認定こども園、ふくよか第2保育園、この花ナーサリ、この花KidsRoom、具志川こども園 まことかわさきこども園、まこときむたかこども園、よつば南風原保育園、テトテすざき
10月3日(木)	ハッピーネスこども園、愛しみ分園、愛しみ第2分園、いちごレイラニ保育園、百合が丘保育園 こざくら保育園、高江洲こども園、勝連こども園
10月4日(金)	青いとり保育園、おとぎの森保育園、(仮称)まことしかわこども園、豊原まどかこども園、愛保育園 あむーる保育園、ルミエール保育園、美原保育園
10月7日(月)	中原こども園、くるみ保育園、ハート保育園、ひがしの大空こども園、小規模保育園モン・ベベ 夢の子保育園、むぎの子保育園、伊波こども園
10月8日(火)	輝宝保育園、そよかぜ保育園、あげなこども園、あげなこども園分園 ひだまり保育園、のびっ子保育園、げんき保育園、天願こども園、野の花保育園
10月9日(水)	認定こども園ひまわりっ童ほいくえん、認定こども園ひまわりっ童ほいくえん分園ひよこ、すこやか保育園 希望の星保育園、赤道こども園、Kidsルームきらり、(仮称)あかるい子認定こども園
10月10日(木)	かなさ保育園、かなさ保育園分園、へしきや・かなさこども園、にじの色こども園 あかな保育園、ていんさぐぬ花保育園、すずらん認定こども園、伊波保育園
10月11日(金) ※夜間受付もあります	JOYキッズガーデン、JOYキッズガーデンkanekadan、つくしこども園、ラスカル保育園 あかつき保育園、与那城こども園、幼保連携型認定こども園わくわくほいくえん
10月15日(火)	(仮称)コスモストーリーこども園、(仮称)コスモストーリーこども園分園、石川どろんこ保育園、田場こども園 こどものいえ保育園、認定こども園まどか保育園、JOYキッズガーデンtairagawa、与那城保育所
10月16日(水)	石川こども園、みほそ小規模保育事業所、みほそ第二小規模保育事業所、前原どろんこ保育園 なかよし保育園、むぎの子第二こども園、兼原こども園
10月17日(木) ※夜間受付もあります	のびのび保育園、のびのびこどもの家、すくすくこども園、すくすくこどもの家 つくしんぼ保育園、つくしんぼ保育園分園、(仮称)大育こども園、たいら保育園

夜間受付  
午後6時～8時

夜間受付  
午後6時～8時

**\*混雑を避ける為に受付日を指定していますが、指定日以外に申込みすることも可能です。**

※混雑時には待ち時間が1時間を超える場合があります。あらかじめご了承ください。

右側のQRコードを読み取り、最新の情報を適時取得するようにしてください。





## 令和7年度 入所申込スケジュール

入園希望月		申込受付開始日	申込締切日	要件変更期限	希望園変更期間	選考結果 発送時期
令和7年 4月	1次 選考	R6.10.2	R6.10.17 新生児(R6.10.1～ R6.11.29に生まれた子)は R6.11.29まで受付可。	R6.11.29	R6.10.2～ R6.10.17	2月上旬予定
	2次 選考	R7.1.6	R7.2.10		R7.1.6～R7.2.10	3月上旬予定
	3次 選考 以降	詳細はホームページにてお知らせいたします。 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <input type="text" value="うるま市役所 保育子ども園課"/> <input type="button" value="検索"/> </div> <a href="https://www.city.uruma.lg.jp/kurashi/119/801/804/25714">https://www.city.uruma.lg.jp/kurashi/119/801/804/25714</a>				
5月	R7.2.3	R7.4.10		R7.2.3～R7.4.10	4月末予定	
6月		R7.5.12まで		5月末予定		
7月		R7.6.10まで		6月末予定		
8月		R7.7.10まで		7月末予定		
9月		R7.8.12まで		8月末予定		
10月		R7.9.10まで		9月末予定		
11月		R7.10.10まで		10月末予定		
12月		R7.11.10まで		11月末予定		
令和8年1月		R7.12.10まで ※空き枠一部非公表		12月末予定		
令和8年2月		R8.1.13まで ※空き枠一部非公表		1月末予定		
令和8年3月		R8.2.10まで ※空き枠一部非公表		2月末予定		

### ※※申込みについての留意事項※※

- ・入所保留となった場合、令和7年度中は毎月、入所選考対象となりますが、**保留通知は最初の1回のみを送付となります。(R8年度も選考にかける場合は、R8年度の申込みが必要となります。)**
- ・入所を希望しなくなった場合は、申込取下げをお願いします。
- ・**年度途中入所(5月～3月)については、入所決定の場合のみに事前に電話でお知らせいたします。**
- ・1月以降の入所選考より次年度4月の入所が可能な場合のみ入所案内を行います。(在園保障を行うため)  
また、12月以降の空き枠状況については、一部非公開となりますのでご了承下さい。

## 認定子ども園 "1号認定" の申込先について

申込先	<p><b>1号認定として利用希望の場合は、希望施設へ直接申し込みとなります。</b></p> <p>※令和7年4月の入園申込をご希望の場合は、令和6年10月17日までに希望施設へ申し込みが必要となります。</p> <p>※<b>公立認定子ども園(赤道子ども園、伊波子ども園、与那城子ども園)のみ、市への申込みとなります。</b></p>
-----	---



# 申込みに必要な書類について



## (1) 申込みに必要な書類（書類提出の際には本人確認書類の提示をお願いします。）

提出が必要な方	必要書類	提出部数
①全員 (在園継続の方を除く)	・申込書（令和7年度 利用申込書 兼 支給認定申請書〈施設型給付費・地域型保育給付費等〉）	児童につき1部
	・マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード・通知カード・住民票の写し〈マイナンバー有〉いずれか1点）	申請保護者の分
	・発育状況調査票	児童につき1部
②2号・3号の方	・保護者の「保育を必要とする事由」を証明する書類（P6参照） ※令和6年6月に在園児を対象とした現況届を提出し、変更がない場合は提出不要。 ただし、「保育を必要とする事由」（勤務先・勤務時間等）に変更があった場合は提出が必要。	保護者につき1部 (父1部、母1部)
③該当する方のみ	・世帯状況に応じて必要な書類	世帯で1部
	下表(2)参照	
	・代理人が手続する場合に必要な書類	
	下表(3)参照	
・転入予定の方が必要な手続・書類	下表(4)①参照	
・広域入所に必要な手続・書類	下表(4)②、(5)参照	

※書類不備の場合は受け付けできない場合があります。十分に確認し、提出してください。

※新生児の申込みは、入所希望月1日時点で出生から3カ月以上経過していることが条件です。

(例) ・4/1生まれの場合→7月1日から入所可能

・4/2生まれの場合→8月1日から入所可能（7月1日時点では、3カ月経過していないため）



## (2) 世帯状況に応じて必要な書類

	世帯の状況	必要な書類
共通	国外居住していた方及び軍人・軍属の方 ※令和6年1月1日時点国内に住所が無い方	2023・2024年中の収入が確認できる書類（W-2等）
	外国籍でうるま市に住民票がない方	パスポートの写し
	離婚を前提に別居中の方	申立書（市指定様式）・離婚調停中であることがわかるもの
	生活保護世帯	生活保護受給者証
	個別支援保育が必要な方	P11をご確認ください
2	ひとり親世帯 ※右記のいずれか1つ（写し）	「母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証」、 「児童扶養手当証書」、「児童扶養手当認定通知書」
3号	同一世帯に障害を持つ方がいる世帯 ※右記のいずれか1つ（写し）	「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、 「特別児童扶養手当証書」、「障害基礎（厚生）年金証書」

## (3) 代理人が手続する場合に必要な書類

保護者以外の方が代理で申請する場合、下記Ⅰ～Ⅲをご提示ください。

Ⅰ： 保護者(父または母)の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・通知カード・住民票の写しのいずれか1点）※コピー可
Ⅱ： 代理の方の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等のいずれか1点）※コピー可
Ⅲ： 委任状（保護者から「手続を委任されたこと」が記載されているもの）※任意様式（参考様式を市HPからダウンロードできます。）

## (4) 市外在住で「うるま市内の保育施設」を希望する場合

①「うるま市へ転入予定の方」……必要書類：上表(1)③記載の書類、「転入に関する誓約書」 ・《R7年4月入所》 R7年3月14日までにうるま市へ転入手続が可能なお方のみ、うるま市民と同様に選考いたします。 ・《年度中途入所》 入所希望月前月20日までにうるま市へ転入手続が可能なお方のみ、うるま市民と同様に選考いたします。 (※上記期日までに転入手続ができない場合、内定取消となる場合があります。)
②「うるま市へ転入予定のない方（広域入所）」……必要書類：居住市町村の指定様式（※提出先も居住市町村） ・《R7年4月入所》 居住市町村の指定様式にうるま市の希望施設を記入し、受付期間内（P3参照）にうるま市に必着するように <b>居住市町村へ提出</b> してください。 ・《年度中途入所》 居住市町村の指定様式にうるま市の希望施設を記入し、入所希望月前月10日までにうるま市に必着するように <b>居住市町村へ提出</b> してください。 (※うるま市内の待機児童が解消されるまでは市内住民を優先するため、受け入れができない場合があります。)

## (5) うるま市在住で「他市町村の保育施設」を希望する場合（広域入所）

必要書類：上表(1)記載の書類（※提出先はうるま市） ・前もって「希望する市町村の受付期間」を確認の上、 <b>申込締切日10日前までに</b> 、うるま市へ提出してください。 ・保護者から入所申込書類を受け取ったあと、うるま市から希望する市町村へ書類を送付し、希望する市町村で入所選考が行われます。
--



## 「保育を必要とする事由」を証明する書類



■ 次の表を確認のうえ、入所希望月の状況に応じた書類を1世帯につき1部提出してください。(きょうだい分不要)

・各証明書は申込日から起算して**3か月以内**に作成されたものを有効とします。 ・「★」は指定様式です。右記QRコードからダウンロードできます。

事由	提出書類 ※すべて入所希望月時点の内容がわかる必要があります。	認定有効期間	保育時間
1. 就労	勤務 <b>就労証明書 ★</b>	3号認定 (0歳～2歳) (3歳の誕生日を迎える日の2日前まで)	・保育短時間 ※注1 (月64～120時間未満の勤務)  ・保育標準時間 (月120時間以上の勤務)
	自営業者 <b>(1)就労証明書 ★</b> ※勤務している方と同じ様式です。 <b>(2)添付書類</b> 営業許可証、開廃業等届出書、 個人事業の開業・廃業等届出書 等 のうち1点 ※(2)の書類が提出できない場合は別途、申立書の提出が必要。	2号認定 (3歳～5歳) (3歳の誕生日を迎える日の前日から小学校就学前まで) ※3号から2号へは自動的に切り替わります。	
2. 疾病・障害	障害 次のいずれかの書類の写し ・ <b>身体障害者手帳</b> ・ <b>療育手帳</b> ・ <b>精神障害者保健福祉手帳</b>	手帳の有効期間まで	保育標準時間
	疾病 <b>診断書 ★</b> ※ <b>病院様式は使用できません。</b>	診断書に記載のある月あたり最低64時間 以上の保育軽減が必要な期間	・保育短時間 (月64～120時間未満の軽減)  ・保育標準時間 (月120時間以上の軽減)
(親族の) 3. 介護・看護	<b>診断書★</b> 及び <b>看護(介護)状況申告書 ★</b> ※ <b>病院様式は使用できません。</b>		
4. 就学	<b>在学証明書</b> 及び <b>時間割表の写し</b> ※学校教育法で規定する教育施設 または公共職業能力開発施設にて行う職業訓練等。	卒業予定日または修了予定日が属する月 末まで	・保育短時間 ※注1 (月64～120時間未満の就学)  ・保育標準時間 (月120時間以上の就学)
5. 妊娠・出産	<b>親子健康手帳の分娩予定日が記載されているページの写し</b>	産前6週前の属する月始め(多胎14週前)から、産後8週後の翌日が属する月末まで	保育標準時間
6. 求職活動	<b>求職活動状況申立書 ★</b>	90日間が経った月の月末まで ※原則90日を超える継続利用はできません。	保育短時間
7. 育児休業 (在園児のみ)	<b>勤務証明書 ★</b> ※ <b>育休期間の記載があるもの。</b>	育休対象児童が <b>2歳を迎える月</b> 末まで	保育標準時間
8. みなし育休 ※注2 (在園児のみ)	<b>親子健康手帳の出生届済証明のページの写し</b> ※ <b>妊娠・出産要件(2号要件)の前に1号として利用していた場合には、みなし育休(2年)を取得することはできません。</b>	※新規申込時に育児休業中の方は、 <b>入所決定月の翌月1日</b> までに職場復帰が必要。	
9. 災害復旧	<b>罹災証明書</b>	復旧にあたる期間	保育標準時間

※注1 保育短時間では送迎が間に合わない場合、標準時間への変更が認められる場合があります。必要な方はご相談ください。

※注2 (例) 育児休業制度を取得していないが、2歳未満の第2子以降を家庭保育している等。

### 注意 「保育を必要とする事由」が変更になった場合

- ・支給認定変更手続きが必要です。原則翌月1日からの変更となります。
- ・勤務先の変更や勤務時間の変更があった場合、変更後の就労証明書を速やかに提出してください。
- ・退職や育児休業取得等、「保育を必要とする事由」が変更になった場合、**変更開始前月15日までに**、「支給認定変更申請書」「保育を必要とする事由を証明する書類」をご提出ください。
- ・郵送での受け付けも可能ですが「支給認定変更申請書」をご記入の上同封してくださいませようお願いします。

### 注意 「保育の実施に関する証明書」について

- ・保育施設等において保育が実施されないことを事由として1歳6か月(または2歳)に達する日まで育児休業給付金の支給延長をハローワークへ申請するにあたっては、**保育施設等において保育の利用が実施されない事実が確認できる書類**として市町村が発行する「**保育の実施に関する証明書**」の提出が必要となります。
- ・**保育の実施に関する証明書**は、認可保育施設への入所申込(入所申込日・入所希望日が**1歳到達以前**)をしていて、保育施設の利用が実施されていない場合、発行することが可能となります。証明書の発行をご希望される方は、入所申込みと併せて、「**保育の実施に関する証明書**」の提出が必要となります。

# 令和7年度 保育料の算定等について

保育所等の利用については、「**保育料**」と「**給食費(主食費と副食費)**」がかかります。  
利用者負担額の算定にかかる**多子区分(子のカウント)**については③をご確認ください。



## ① 0歳～2歳児クラスの利用者負担額

0歳～2歳児クラスは、**保育料に給食費が含まれております。**

階層区分	市町村民税 所得割額 (保護者の合計額)	第1子		第2子		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
多子区分①	第1階層	生活保護世帯	0	0	0	0
	第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
	第3階層	48,600円未満	15,000	14,800	7,500	7,400
	第4①階層	48,600円～57,699円	23,000	22,700	11,500	11,350
多子区分②	第4②階層	57,700円～96,999円	23,000	22,700	11,500	11,350
	第5階層	97,000円～168,999円	35,000	34,500	17,500	17,250
	第6階層	169,000円～300,999円	38,000	37,400	19,000	18,700
	第7階層	301,000円～396,999円	39,000	38,400	19,500	19,200
第8階層	397,000円以上	50,700	49,900	25,350	24,950	※第3子以降は保育料無償

ひとり親世帯(認定を受けた母子父子世帯)、障がい者のいる世帯かつ市町村民税所得割額が**77,100円以下**の場合、利用者負担額が変わります。

階層区分	市町村民税 所得割額 (保護者の合計額)	第1子		第2子		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
多子区分①	第1階層	生活保護世帯	0	0	0	0
	第2-1階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
	第3-1階層	48,600円未満	6,500	6,400	0	0
	第4-1階層	48,600円～77,100円	9,000	8,900	0	0
						※第3子以降は保育料無償

## ② 3歳～5歳児クラスの利用者負担額

3歳～5歳児クラスは、**保育料は無償**ですが、**給食費(主食費と副食費)**が別途がかかります。

副食費は、市町村民税所得割額によって免除となる場合があります。

※主食費については免除となりません。給食費は施設によって金額が異なります。詳細はP18～P29をご参照ください。

### 副食費の免除対象について

#### 1号認定

保護者の市町村民税所得割額が77,100円以下もしくは小学3年生以下のきょうだいを数え、第3子以降の場合は免除となります。

#### 2号認定

保護者の市町村民税所得割額が57,699円以下もしくは多子軽減対象の保育施設等を利用するきょうだいを数えて第3子以降の場合は免除となります。

※ひとり親世帯(認定を受けた母子父子世帯)、障がい者のいる世帯で保護者の市町村民税所得割額が77,100円以下の場合も免除となります。

## ③ 利用者負担額の算定にかかる多子区分(子のカウント)について

お子様の在籍する保育施設等や市町村民税所得割額によってカウント方法が異なります。

### 多子軽減対象の保育施設等

- 認可保育園 ○認定こども園 ○地域型保育事業 ●公立幼稚園
  - 私立幼稚園(県知事認可) ●企業主導型保育施設 ●特別支援学校幼稚部
  - 児童発達支援施設 ●医療型児童発達支援サービス ●児童心理治療施設
- ※●の対象施設を利用しているきょうだいがいる場合は、**在園証明書等の提出が必要**です。

### 市町村民税所得割額による多子のカウントについて

**【多子区分①】…年齢に関係なくきょうだいの数をカウント**

保護者の市町村民税所得割額が57,699円以下

ひとり親世帯、障がい者のいる世帯で市町村民税所得割額が77,100円以下

**【多子区分②】…対象の保育施設等に在籍している未就学のきょうだいの数をカウント**

世帯の市町村民税所得割額が57,700円以上

〈例〉小学生～0歳児がいる場合



小学4年 5歳 1歳 0歳  
(幼稚園) (認可外) (認可)

多子区分① 第1子 第2子 第3子 第4子

多子区分② 対象外 第1子 対象外 第2子



## 保育料算定および階層認定について

### ■ 0歳～2歳児クラスの保育料（利用者負担額）は、次の項目に基づき決定しています。

3歳～5歳児クラスは、保育料は無償化されましたが原則、給食費がかかります。（P7 参照）

#### 1. 保育料算定および階層認定の方法

##### （1） 保育料は、保護者の「市町村民税額」と「世帯の状況」で決まります。

「児童と生計をひとつにしている保護者」の市町村民税所得割額の合計額により、「保育料算定表」（P7 参照）に基づいて算定します。

※保育料算定に用いる市町村民税所得割額には、配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除等の税額控除は適用されません。

※算定対象保護者の「直近の年収が 103 万円以下“かつ”非課税”である場合、同一世帯の祖父母の税額を合算し、保育料算定を行うことがあります。

##### 例）令和 7 年度の保育料を決定するとき

前期保育料（4～8 月分）は令和 6 年度の課税額で算定し、後期保育料（9～3 月分）は令和 7 年度の課税額で算定します。

年	令和 7 年						令和 8 年					
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
課税年	前期保育料(令和 6 年度の課税額で算定)						後期保育料 (令和 7 年度の課税額で算定)					
収入	(令和 5 年 1 月～12 月分の収入等に基づき課税)						(令和 6 年 1 月～12 月分の収入等に基づき課税)					

※国外収入等にかかる課税額については下記（2）②を参照

毎年 9 月が「保育料切り替え」の時期。

##### （2） 「保護者の課税情報が確認できない場合」は、保育料が最高額になります。

###### ① 保護者が税申告を行っていない世帯

正しい保育料を算定するためには、お早めに市町村または税務署等で税申告を行ってください。

※申告後、課税情報の反映に時間がかかる場合がありますので、ご了承下さい。

※収入がなかった方も申告が必要です。

※扶養に入っている方は、被扶養者として申告が必要です。

※市町村民税は、課税年の 1 月 1 日時点で住民票のある市町村で課税されます。

（税申告の手続方法については、うるま市市民税課（TEL：973-5382）へお問い合わせください。）

（課税年の 1 月 1 日時点で他市町村在住の方は、申告先の市町村へ申告してください。）

###### ② 「国外で就労」または「軍に所属し、収入にかかわる証明書（W-2 等）を提出していない」等の場合

正しい保育料を算定するためには、「収入にかかわる証明書（W-2 等）」をご提出ください。

※R7.8 月までは 2023 年の W-2、R7.9 月からは 2024 年の W-2 の提出が必要です。

##### （3） 保育料の変更（再算定）について

・「課税額の変更」や「世帯状況の変更」等がある場合は、保育料に影響することがあるため、届け出が必要です。

・保育料の変更（再算定）は、届け出があった翌月に行います。この変更で生じた過不足分は調整（納入・充当・還付）となります。

##### 【変更の届け出が必要な場合】

###### ① 課税額の変更がある場合

<例> ・個人で修正申告をした場合 ・会社が修正申告をした場合 等

###### ② 世帯情報の変更がある場合

<例> ・児童扶養手当の受給開始、受給停止 ・婚姻・離婚の場合 ・生活保護の開始、廃止  
・障害者扶養世帯となった場合 ・特別児童扶養手当の受給開始、受給停止 等

## 2. 保育料および給食費のお支払方法



### (1) 支払い先

保育料、給食費は、下記のとおり施設によって支払い先が異なります。

- 市へ支払い……〔私立保育園の保育料〕、〔公立保育所（公立小規模保育所含む）、公立認定こども園の保育料・給食費〕
- 各施設へ支払い……〔私立小規模保育所、事業所内保育所、私立認定こども園の保育料・給食費〕

区分	私立保育園	公立保育所（与那城・みほそ第二） 公立認定こども園 （赤道・伊波・与那城）	私立小規模保育所 事業所内保育所	私立認定こども園
保育料	●市へ支払い	●市へ支払い	○施設へ支払い	○施設へ支払い
給食費 ※1	○施設へ支払い	●市へ支払い	—	○施設へ支払い

（※1）0歳～2歳児クラス（給食費は保育料に含まれています。） / 3歳～5歳児クラス（給食費がかかります。（P7参照））

### (2) 支払い方法

- 市へ支払いの場合……原則として、「口座振替」にてお支払いとなります。

引落日	毎月10日（休日にあたる場合は、翌営業日となります）
登録できる金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・琉球銀行 ・沖縄銀行 ・沖縄海邦銀行 ・沖縄県労働金庫</li> <li>・コザ信用金庫 ・沖縄県農業協同組合</li> <li>・ゆうちょ銀行</li> </ul>

※残高不足や印鑑相違等により引き落とし出来なかった場合は、後日督促状と納付書を郵送します。

- 各施設へ支払いの場合……支払い方法が「施設により異なる」ため、各施設へお問い合わせください。

### (3) 口座振替の手続方法（①または②のいずれかの方法で手続してください。） ※上記で「●市へ支払いの場合」のみ

- ① **金融機関の「キャッシュカード」による手続**（※専用端末での登録のため、通帳届出印の照合がなく手続がスムーズです。）  
「月末の前日まで」の受付分は、翌月から適用します。（4月中の手続きについてはゴールデンウィークの関係から15日までに手続きをお願いします。）  
〔手続に必要なもの〕
- 金融機関のキャッシュカード     本人確認ができるもの（運転免許証・マイナンバーカード等）
- \*金融機関のキャッシュカードがあれば、暗証番号の入力で口座情報の登録ができます。  
\*沖縄県農業協同組合は、キャッシュカードによる手続ができないためご注意ください。
- ② **金融機関の「通帳届出印」による手続**（※通帳届出印の照合後に登録完了となるため、登録までに1カ月程度かかります。）  
「20日まで」の受付分は、翌月から適用します。（4月中の手続きについてはゴールデンウィークの関係から15日までに手続きをお願いします。）  
〔手続に必要なもの〕
- 預貯金通帳等     通帳届出印（通帳届出印等の不一致がある場合は、登録エラーとなり、再度手続きが必要となります。）
- \*「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、通帳届出印を押して、各金融機関又は保育こども園課窓口へ提出ください。  
\*ゆうちょ銀行で口座振替を希望の場合は、郵便局窓口にて直接手続きとなります。

### (4) 未納がある場合

- ①分納相談…未納分について納付計画を立てます。
- ②児童手当払い…申出があった世帯について、「児童手当の全部または一部」を保育料に充てることができます。  
〔手続に必要なもの〕  
 児童手当払いに関する申出書  
※年度ごとに申請が必要であり、申請することで、年3回（6月・10月・2月）の児童手当を保育料の支払いに充てることができます。  
※受給者ご本人が窓口にて手続きする必要があります。（本人確認ができるもの、印鑑、代理の場合は委任状が必要）
- ③上記①②を行っていない未納者及び①②を行っても実際に納付のない未納者については、差押え等の滞納処分を行う場合があります。

## 子育て支援事業について



### ▼地域子育て支援センター

お子さまが保護者同伴で自由に遊ぶことのできる保育施設です。保護者同士で子育ての情報交換や、職員への育児相談もできます。

- 【利用できる方】 就学前のお子さまとご家族（保護者同伴）、これから子育てを行う妊娠中の方
- 【利用料金等】 原則無料（行事等、一部実費負担や予約が必要な場合があります。）
- 【主な活動内容】
  - ・交流保育：保育施設の行事に参加したり、同年齢のクラス体験をしたりします。
  - ・育児相談：子育てに関する様々な悩みを、保育士や職員が電話や面談で相談に応じます。
  - ・育児講座：子どもの健康、料理講習、おもちゃ作りなど色々な情報を提供します。



※ 活動の内容は各センターによって異なりますので、詳しくは右のQRコードを参照してください。

#### 【支援センター実施施設（市内8カ所）】

あげなこども園（分園）・百合が丘保育園・あかるい子保育園・ひまわりっ童ほいくえん・すくすくこども園・かなさ保育園  
むぎの子保育園・大育保育園（前原・石川どろんこ保育園も独自で行っております。詳しくは各園へお問い合わせください。）

### ▼一時預かり

保育園、認定こども園等に在籍していない乳幼児を対象に、保護者の就労・疾病等で、一時的に保育が必要な場合に利用できます。

- 【利用方法】 各保育施設へ直接電話していただき、利用日を園と調整していただけます。
- 【実施施設】
  - ・あげなこども園（分園） ☎ 979-7008
  - ・石川どろんこ保育園 ☎ 987-8101
  - ・前原どろんこ保育園 ☎ 987-8601



※ 実施施設の予約状況によっては、お預かりできない場合があります。あらかじめご了承ください。

※ その他料金や利用時間、申請方法については、各施設ごとに異なります。詳しくは右のQRコードよりご確認ください。

### ▼延長保育

保護者の保育を必要とする事由（P6）によって保育時間が決定されますが、決められた保育時間以外の利用は延長利用料が発生します。また、**利用時間及び利用料については各保育施設によって異なります。**

※ 詳しくはP18-29をご覧ください。各保育施設へご確認ください。

### ▼ファミリー・サポート・センター

お子さまの預かりなどの援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方を会員として、相互に助け合う活動に関する連絡、調整を行います。詳しくは右のQRコードを参照。

- 【開所時間】 8：30～17：30（土・日・祝日・年末年始除く） ☎ 070-5699-6733
- 【住所】 うるま市安慶名一丁目8番1号（健康福祉センターうるみん 2階）



### ▼病児・病後児保育

**病児保育**：病気の回復期に至らない場合、かつ症状の急変が認められないと診断された場合に、一時的にお預かりします。

- 【実施施設】 ハート保育園 ☎ 989-0045

**病後児保育**：病気の回復期であり、かつ集団生活が困難な時期において、一時的にお預かりします。

- 【実施施設】 石川どろんこ保育園 ☎ 987-8101

※ 利用料金や時間、予約方法については各施設によって異なります。直接実施施設へお問い合わせください。



利用料の減免について…「非課税世帯」「生活保護世帯」は利用料（食費は対象外）の減免を受けることができます。  
手続方法については、右のQRコードよりご確認ください。

### ▼実費徴収に伴う補足給付

下記に該当する世帯は、市への申請により、支払い済みの実費徴収に係る費用の一部が補助されます。

申請方法や事業詳細については、右のQRコードよりご確認ください。

【未移行幼稚園】 ヨゼフ幼稚園、沖縄アミークスインターナショナル幼稚園、他市外未移行幼稚園

**市民税所得割額課税額が77,101未満の世帯、多子世帯**：施設へ支払った副食費を補助します。（月額上限：4,800円）

※多子世帯…小学校3年生修了前の子から数えて第3子目以降の子が幼稚園在籍の世帯。

《例》小学5年生（対象外）・小学3年生（第1子目）・小学1年生（第2子目）・幼稚園生（第3子目）

【認可保育施設等】

**生活保護世帯**：施設へ支払った教材や文房具等の日用品費、遠足等行事費の一部を補助します。（月額上限：2,700円）

対象となるもの………文房具、連絡帳、教材、絵本、帽子、行事費、各種保険料、体操服、名札、上履き 等  
対象とならないもの……施設外で購入したもの、延長保育料、給食費、アルバム代、レッスン代、保護者会費 等



# ☆個別支援保育 利用申込みの流れ

うるま市 HP→→



## 1. 利用対象児童

集団保育が可能であり、個別の配慮が必要な児童（心身の発達の遅れや障がい、疾病、その他）

## 2. 個別支援保育の内容

個別支援保育では、お子さまの状態に応じた個別の配慮を行います。

（あくまでも集団保育であり、常に保育者が1対1で対応するものではありません。）



## 3. 申込みの流れ

### (1)【利用申込み】

<受付期間・場所>

- ・一斉受付期間中：令和7年4月入所 一斉受付日程（P3）を参照してください。
- ・一斉受付期間外：こども発達支援課（東棟2階⑤窓口） / 午前8時30分～午後5時15分

<必要書類> 次の①～④をご提出ください。

- ①通常保育の申込書類一式（詳しくは P5 を参照してください。）
- ②「児童状況調査票」（様式②）
- ③「個別支援に関する保護者の意見書兼同意書」（様式③）
- ④下記⑦～⑩のうち、少なくともいずれかひとつ ※お子様の理解の為、提出できる書類等はすべてご提出ください。

- ⑦「身体障害者手帳」⑧「特別児童扶養手当証書」⑨「療育手帳」⑩「通所受給者証」
  - ⑪「小児慢性特定疾患児手帳」⑫「指定医療費（指定難病）医療受給者証」
  - ⑬「発達検査結果等の発達状況に関する所見」（様式④-④ または 病院・行政機関の様式で発行された発達検査結果など）
  - ⑭「集団保育に係る医療的所見（様式④-②は、通院中の方のみ、主治医より記載してもらい、提出して下さい。）
- 医療機関での書類作成費用は保護者負担となります。

様式②～④は保育こども園課窓口にて受け取り、もしくはうるま市ホームページ(QRコード)よりダウンロードしてください。

(2)【個別支援保育の必要性の確認】提出された申請書類を確認し、個別支援保育の必要性を検討します。

(3)【行動観察の実施】 ※提出され書類等で集団保育の可否や個別支援保育の必要性について判断が難しい場合に行います。

<行動観察の内容>

うるまこどもステーション「親子通園施設」で2時間程度の予定で実施いたします。

保護者とお子さまで参加していただき、公認心理師・保健師・巡回相談員・保育士等が、お子さまの遊ぶ様子から、他児との関わりや行動を観察し、状態を把握します。また、お子さまの様子や成育歴などについて保護者に確認いたします。



<実施時期>

1. 一斉受付期間： **令和6年10月下旬を予定**
2. 一斉受付期間外： **必要に応じて実施**

※行動観察の実施日・場所などについては、申込みの際に予約調整を行います。

### (4)【利用調整（入所調整）】

個別支援保育利用を申請される方は選考の加点対象となりますが、施設の空き状況によっては、希望園以外で入所が決定となる場合がございます。ご了承ください。

個別支援保育についてはこども発達支援課が担当しております。こども発達支援課 TEL：098-923-7108

## ☆医療的ケア児 利用申込みについて

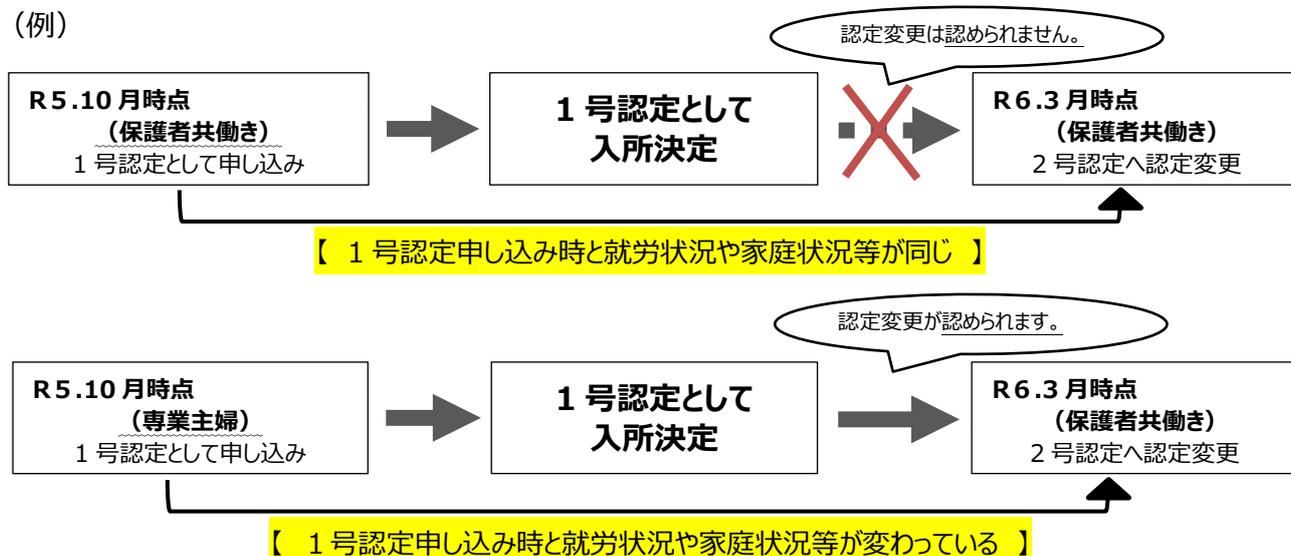
\*医療的ケア（インスリン投与・喀痰吸引・経管栄養・導尿など、医師の指示に従い看護師が行う処置）を必要とする場合は、入所申込前にご相談下さい。

- \*医療的ケア児の相談については教育保育支援課が担当しております。TEL：098-923-7119
- \*医療的ケア児の利用申込みについては保育こども園課が担当しております。TEL：098-973-5427

## 公立幼稚園から移行した認定こども園の1号認定から2号認定への認定変更について

1号認定として利用申し込みを行った後に、2号認定として同施設を利用したい場合は、就労状況や家庭の状況が申し込み時点と変わったことを確認し認定変更を認めることとします。

(例)



※1号認定として入所決定後に2号認定へすぐに認定変更が行われると、園の受入れ体制等に大きく影響を及ぼします。また、1号認定の利用できる施設が限られている為、1号認定利用者の受け皿確保も考慮し、家庭環境の変化による認定変更のみ認めることとします。

※年度途中の支給認定変更についても同様に取り扱います。

※産前産後（2号認定要件）の前に1号として利用していた場合には、みなし育休（2年）を取得することはできません。

## 2025年4月より育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります

これまで



市区町村の発行する入所保留通知書などにより確認していました。

2025年  
4月から



これまでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、**速やかな職場復帰のために行われたもの**<sup>※1</sup>であることをハローワークで確認します。そのため保育所等の利用申込書の写しが必要となります。

※1 一部抜粋

- ① 原則として、子が1歳に達する日の翌日以前の日を入所希望日として入所申し込みをしていること。
- ② 申し込んだ保育所等が、合理的な理由なく自宅から通所に片道30分以上要する施設のみとなっていないこと。「合理的な理由」の詳しい内容はQRコード（厚生労働省のページ）からご確認ください。
- ③ 市区町村に対する保育利用の申し込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと。
- ④ やむを得ない理由なく内定辞退を行っていないこと。「やむを得ない理由」とは、内定の辞退について申し込み時点と内定した時点で住所や勤務場所等の変更等があり、内定した保育所等に子どもを入所させることができなかった場合を指します。

その他、必要事項はQRコード（厚生労働省のページ）からご確認ください。

※育児休業給付金延長に関する問い合わせは、申請先（ハローワーク等）におこなってください。



## よくある質問 FAQ (Frequently Asked Questions)



### 1.入所申し込みの前におこなっておいた方がよいことなどはありますか？

希望する園は可能な限り事前見学をお願いします。

例年、入所決定後に「思っていたものと違う」「保育方針が合わない」などを理由に辞退される方がいます。辞退後は、再度入所選考となり、希望する園がすでに定員いっぱいになっている状況が多々ありますので事前に確認し申請することが重要です。

特に下記の点については、事前に十分ご確認ください。

#### ①保育方針（園が行う保育に対する考え方）

※園の雰囲気（子どもたちや保育する人の様子、施設環境）等を目で見て、園からの説明を聞き、希望園を決めることが重要です。

#### ②食物アレルギーの対応範囲

#### ③個別支援児の受入れ方法（加配職員の配置や現状等）の考え方

### 2.きょうだいで申し込む場合、勤務証明書等の各種要件書類は全員分準備するのですか？

きょうだい全員分の要件書類は必要ありません。入所申し込みをするきょうだい児のうち、年齢が一番下のきょうだいへ要件書類の添付をお願いします。

※年度途中に行われる現況届の要件書類においても同様となります。

### 3.入所申し込み後に希望する園を変更することはできますか？

一斉申し込みの期間内（10/17迄）であれば、会場へ再来所いただき再度申し込みをすることにより希望園を変更することが可能です。入所選考の関係上、10月18日から一次選考（1月末頃予定）までの間は、希望園を変更することはできないので十分ご注意ください。

※二次選考（2月末頃予定）、三次選考（3月中旬頃予定）に向けて希望園を変更したい場合は1月4日より保育こども園課窓口にて再申し込みを受付いたします。選考スケジュール等の詳細については、「令和7年度入園申込スケジュール（P4参照）」をご確認ください。

※4月以降希望園を変更したい場合は、保育こども園課までお問い合わせをお願いします。

### 4.入所保留（待機）になった場合、新たに申し込みをする必要がありますか？

入所申し込みは、年度末まで有効であるため、希望園を変更したい場合や保育を必要とする事由（就労や求職等）に変更がある場合を除き、新たに申し込みを行う必要はなく、毎月選考が行われます。

※令和6年度中の入所申し込みは、令和7年3月まで有効です。

※令和6年中に入所保留（待機）となっている方で、令和7年4月からの入所を希望される方は、10月の一斉申し込みにて新たに申し込みが必要です。

※入所保留（待機）の方で、希望園の変更や保育を必要とする事由に変更がある場合は、手続きが必要な場合がありますので保育こども園課までご連絡をお願いします。

### 5.令和7年5月からの入所申し込みはできますか？

10月に行われる一斉申し込みにおいては令和7年5月以降の入所申し込みはできません。5月以降の入所申し込みについては、2月1日より保育こども園課窓口にて申込受付を開始いたします。

令和7年度 利用申込書 兼 支給認定申請書〈施設型給付費・地域型保育給付費等〉



令和 6 年 10 月 4 日

# 記入例

無 新規  
在園 転園

別紙同意事項をご確認の上、必ずご記入ください。

R6/4/1 時点の年齢を記入してください。

申請保護者氏名 **うるま 太郎**

※別紙の同意事項に同意の上、申請します。

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等にかかる「利用申込」と「支給認定申請」を併せて行います。

申請にかかる 小学校就学前 子ども	氏名 (フリガナ) ウルマ ハナコ	生年月日 令和 2 年 5 月 1 日 平成	年齢 ※R7/4/1時点 3歳	性別 女
	うるま 花子			
現住所	うるま市みどり町一丁目1番1号 (うるま市外在住の方は、うるま市を二重線で削除)		(R6年1月1日付住所) ※父・母で異なる場合はそれぞれ記載 都道府市区町村 父 〇〇 〇〇 〇〇 母 〇〇 〇〇 〇〇	
連絡先	(父携帯番号) 000 - 0000 - 0000	(母携帯番号) 000 - 1111 - 1111		

保育料の算定に必要な情報のため、R5/1/1時点でうるま市以外の住所の方は必ずご記入ください。

利用開始を希望する期間	令和 年 月 日 ~ 令和8年3月31日まで (※左記期間が選考対象期間となります。) ※R8年度も選考にかけるときは、R8年度の申込みが必要となります。 ※申請日よりさかのぼって支給認定証を発行することはできませんので、余裕をもって申請してください。
-------------	--

①申込区分

必ず (1) ~ (2) のうち1つチェックしてください。

【1号認定の申込み】※基本14時までの利用となります。

(1) 教育標準時間認定(1号認定)・・・認定こども園【こども園】

【2号認定、3号認定の申込み】

(2) 保育認定(2・3号認定)・・・保育所/認定こども園/小規模保育所/事業所内保育所

③保育を必要とする事由

下記の事由から該当する番号を記入して下さい。※入所希望月の状況(見込み)

続柄 番号

②希望する場合施設名を記入 (記載されていない園は入所選考に含まれません)

保育所を希望する方は希望園を1つ以上、最大で第5希望まで記入ください。入所選考は希望園についてのみ行われます。

施設番号及び希望施設名 どちらも記入してください。 (令和7年度入園案内P18~29の施設番号を参照)	希望順	施設番号	希望施設名 ※認定こども園等に入所決定することにより、隣接または近隣の入学が保障されることはありません。
第1希望	〇〇〇	〇〇〇	こども 保育所(園)
第2希望	△△△	△△△	保育所(園)
第3希望	□□□	□□□	保育所(園)
第4希望	×××	×××	保育所(園)
第5希望	☆☆☆	☆☆☆	保育所(園)

申込時点で育休中の方は、次のいずれかを選択し、チェックしてください。

ア. 今後の転居予定	<input checked="" type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 (転居予定日: R 年 月 日) (転居予定) ※こども園校区内加点(+5点)は、原則、入所選考時点の住所地にに基づき加点します。(公立幼稚園が併設している認定こども園を希望する3~5歳児が対象)
イ. 出産予定日	年 月 日
ウ. 出産後の予定	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 入所決定後、入所月の翌月1日までに復帰が可能 <input checked="" type="checkbox"/> 希望する施設に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる

番号は、きょうだいで必ずそろえてください。

④きょうだいの入所選考の希望、複数のきょうだいの利用

同時に2人以上申し込みする場合のみ記入してください。

番号記入欄	●希望番号( 2 番)
1	申込中のきょうだいで、同園の入園のみ、入園を希望します。(※入園できない可能性が高くなります。)
2	申込中のきょうだいで、同園の入園を希望しますが、同園に入園できない場合に限り別々の園でも入園を希望します。
3	申込中のきょうだいで、個々の希望順位を優先で入園を希望します。(きょうだい考慮なし)

※きょうだい番号の記載がない場合や、きょうだいで別々の番号が選択されている場合は、「2」番として入所選考しますので、ご了承ください。





## 2. 無償化の申請方法について（施設等利用給付）

- ▶3歳から5歳までの児童は、保育施設等を利用する児童の保育料が無償になります。
  - ▶0歳から2歳までの児童は、保育の必要性の認定を受けた市民税非課税世帯の児童の保育料が無償となります。
- 詳細は下記をご覧ください。

### 1. 無償化上限額、対象、申請手続の有無

下表で無償化申請の提出が「必要」となっている場合は、次ページの「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

利用する施設	保育を必要とする事由 (P6参照)	無償化となる児童の年齢	条件	認定区分	無償化の上限額 (月額)	無償化申請の提出
・公立保育所 ・認可保育所	ある	3歳～5歳 (満3歳となった後の4月1日から小学校就学前まで)	-	2号認定	保育料無償	不要
		0歳～2歳 (0歳から3歳になった後の3月31日まで)	市民税非課税世帯	3号認定		
・認定こども園 ・私立幼稚園 (具志川花園幼稚園)	ない	3歳～5歳 (満3歳になった後)	-	1号認定	預かり保育料 1日450円×利用日数 (ただし、11,300円が最上限)	必要 (次ページの申請が必要です。)
	ある	3歳～5歳 (満3歳となった後の4月1日から小学校就学前まで)	-	2号認定 ※私立幼稚園は不可		
		満3歳となった日から最初の3月31日まで	市民税非課税世帯	新3号認定		
・新制度未移行幼稚園 (ヨゼフ幼稚園、沖縄アミクスインターナショナル幼稚園など)	ない	3歳～5歳 (満3歳になった後)	-	新1号認定	入園料・保育料：25,700円	必要 (次ページの申請が必要です。)
	ある	3歳～5歳 (満3歳となった後の4月1日から小学校就学前まで)	-	新2号認定	入園料・保育料：25,700円	
		満3歳となった日から最初の3月31日まで	市民税非課税世帯	新3号認定	預かり保育料 1日450円×利用日数 (ただし、11,300円が最上限)	
		満3歳となった日から最初の3月31日まで	市民税非課税世帯	新3号認定	入園料・保育料：25,700円	
・認可外保育施設 (沖縄県指導監督基準を満たしている施設のみ対象) ・一時預かり ・病児保育 ・ファミリーサポートセンター ※複数利用可	ある	3歳～5歳 (満3歳となった後の4月1日から小学校就学前まで)	-	新2号認定	保育料：37,000円	必要 (次ページの申請が必要です。) ※保育所の利用申込みを行い「保育の必要性の認定」を受けている場合は不要。
		0歳～2歳 (0歳から満3歳になった後の3月31日まで)	市民税非課税世帯	新3号認定	保育料：42,000円	

※給食費や送迎費、行事参加費などの実費徴収は保護者負担となります。

※満3歳の受け入れに関しては、施設によって受け入れ状況が異なります。

※新1～3号認定とは、令和元年10月に開始した幼児教育・保育無償化制度において、認可外保育施設や新制度未移行幼稚園、預かり保育等を利用した際に、無償化の対象となるために受ける必要がある認定で、認可保育所等を利用する際に受ける従来の1～3号認定とは異なります。

※認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンターは併用して上限額まで無償化を受けられますが、その他の施設とは併用不可です。

#### 【重要】

保育を必要とする事由が無くなったことにより、年度途中で認定期間が満了となった場合は、満了日以降は無償化の対象となりません。引き続き無償化を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続が必要となりますので、認定期間が満了となる前に保育こども園課にて手続をしてください。

#### ■転入・転出の場合は、手続が必要です。

「うるま市への転入」、「市外への転出」の場合、居住する市町村で改めて無償化の申請、認定が必要です。

## 2. 無償化の申請方法について（施設等利用給付）



### （1）申請手続

- 前ページの表で「無償化申請の提出欄が必要」となっている場合は、事前に下記の手続が必要です。
- 手続に不備がなく、認定を受けるとその後から無償化を受けることができます。  
(遡っての認定は出来ませんので、お早めに申請ください。)

- ① 提出先 保育こども園課（東棟 2 階）
- ② 必要書類 下表のとおり



【必要書類一覧】\*申請書様式は、市ホームページ（下記 URL）からダウンロードできます。

利用する施設	保育を必要とする事由	必要書類	備考
・新制度未移行幼稚園	なし	「子育てのための施設等利用給付認定申請書」 (法第 30 条の 4 第 1 号)	ヨゼフ幼稚園、アミークス等
・新制度未移行幼稚園 (預かり保育を利用している場合)	あり	1. 「子育てのための施設等利用給付認定申請書」 (法第 30 条の 4 第 2 号・第 3 号) 2. 保育を必要とする事由が証明できる書類(P6 参照)	
・認定こども園（1 号認定）・私立幼稚園 (預かり保育を利用している場合)	あり	1. 「子育てのための施設等利用給付認定申請書」 (法第 30 条の 4 第 2 号・第 3 号) 2. 保育を必要とする事由が証明できる書類(P6 参照)	
・認可外保育施設 ※令和 6 年 10 月以降は沖縄県指導監督基準を満たした施設のみが対象 ・預かり保育 ・病児保育 ・ファミリーサポートセンター	あり	1. 「子育てのための施設等利用給付認定申請書」 (法第 30 条の 4 第 2 号・第 3 号) 2. 保育を必要とする事由が証明できる書類(P6 参照) 3. 課税証明書（0 歳～2 歳の場合のみ） ※うるま市で確認できる場合は不要。	沖縄県指導監督基準を満たしているかは、下記の QR コードから確認できます。

※その他、世帯の状況に応じて必要な書類の提出を案内する場合があります。

※施設等利用給付においては、みなし育休での申請はできません。

※市の確認を受けた施設が無償化の対象です。市ホームページ（下記 QR 参照）にてご確認ください。

### （2）認定を受けた後の無償化の流れ

- 無償化の方法として、「①法定代理受領」と「②償還払い」がありますが、施設によって異なります。
- 無償化の方法が①、②どちらになるか、利用する施設へお問い合わせください。

#### ①法定代理受領

施設が保護者に代わり、無償化の費用をうるま市に請求するので、上限の範囲内で、施設への保育料等の支払いが不要になります。

#### ②償還払い

I. 保護者が施設に保育料等を支払います。

II. 「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証 兼 提供証明書」を施設からもらいます。

III. 保育こども園課にて「施設等利用費請求書」を記入し、II を添付して市へ提出します。

IV. 後日、市から保育料等が払い戻されます。（口座振込）

（請求期限は、保育サービスを利用した翌月 1 日から起算して 2 年間です。2 年を過ぎた月分は請求することが出来ませんのでご注意ください。）

### 【市民税非課税の考え方】

令和 7 年 8 月分までの保育料等が無償になるかは、令和 6 年度が非課税であるかで判断し、令和 7 年 9 月分以降の保育料が無償になるかは、令和 7 年度が非課税であるかで判断します。

年	令和 7 年										令和 8 年		
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
課税	令和 6 年度の課税額で判断 (令和 5 年 1 月～令和 5 年 12 月の収入)					令和 7 年度の課税額で判断 (令和 6 年 1 月～令和 6 年 12 月の収入)							

幼児教育・保育の無償化についてはこちらから

<https://www.city.uruma.lg.jp/kurashi/119/800/1957>



【認定こども園】



左のQRコードを読み取ると、グーグルマップで下記施設等の位置図が表示されます。正常に表示するためには、Googleアカウントが必要です。※グーグルマップの番号と、下記施設番号は異なりますので、ご利用の際はご注意ください。

※1 令和6年9月1日時点での給食費を記載しています。給食費の価格は変更になる可能性があります。

※2 預かり保育利用料は別途、食費・おやつ代がかかる場合があります。

☆この施設一覧に掲載されている内容は、変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

地区	種別	施設番号	施設名	所在地	認定区分	電話番号	開所時間(延長含む)		利用定員※(令和7年4月1日予定)							認定利用区分時間		延長保育 ※標準時間認定の延長保育			給食費 ※1		憩 霊 の 日
							月～金曜日	土曜日	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	標準時間	短時間	時間	利用料(月)	利用料(時間)	主食費 (市補助(500円) 減免後の額)	副食費 (円)	
							認定利用区分時間		時間	利用料(月)	利用料(時間)	主食費 (市補助(500円) 減免後の額)	副食費 (円)										
具志川地区	公立	250	赤道こども園	字赤道921	1号	973-1217	7:15-19:00	7:15-18:15	-	-	-	10	10	10	30	8:00-14:00	-	-	-	500	3,500	休園	
					2号		7:15-19:00	7:15-18:15	-	-	-	5	10	25	40	7:15-18:15	8:00-16:00	~19:00	3,000	300/1H	500		4,500
	139	天願こども園	みどり町1-8-2	1号	988-5178	7:30-19:00	7:30-18:30	-	-	-	10	15	20	45	8:15-14:00	-	-	-	400	3,600	休園		
				2号		7:30-19:00	7:30-18:30	-	-	-	15	30	35	80	7:30-18:30	8:00-16:00	~19:00	3,000	300/1H	500		4,500	
	166	中原こども園	字宮里708	1号	973-6280	7:30-19:00	7:30-19:00	-	-	-	15	15	15	45	8:00-14:00	-	-	-	0	3,300	休園		
				2・3号		7:30-19:00	7:30-19:00	9	12	18	40	40	40	159	7:30-18:30	8:00-16:00	~19:00	3,000	300/30分	0		5,000	
	167	まことかわさきこども園	字川崎117	1号	972-5239	7:30-19:30	7:30-18:30	-	-	-	8	8	8	24	8:00-14:00	-	-	-	500	3,500	休園		
				2・3号		7:30-19:30	7:30-18:30	6	12	12	17	17	17	81	7:30-18:30	8:00-16:00	~19:30	-	200/30分	500		4,500	
	178	すくすくこども園	字兼箇段1171-10	1号	975-1166	7:00-19:00	7:00-18:00	-	-	-	5	5	5	15	8:00-14:00	-	-	-	1,000	4,500	休園		
				2・3号		7:00-19:00	7:00-18:00	12	18	18	30	30	30	138	7:00-18:00	8:00-16:00	~19:00	-	200/30分 400/1H	500		5,000	
	188	すくすくこどもの家 (すくすくこども園分園)	字兼箇段1659-9	3号	923-3214	7:00-19:00	7:00-18:00	6	12	12	-	-	-	30	7:00-18:00	8:00-16:00	~19:00	-	200/30分 400/1H	-	-	休園	
				1号		7:00-19:00	7:00-18:00	-	-	-	5	5	5	15	8:00-14:00	-	-	-	0	4,500			
	180	認定こども園まどか保育園	字高江洲735-2	1号	974-1990	7:15-19:15	7:15-18:15	-	-	-	5	5	5	15	8:00-14:00	-	-	-	0	4,500	休園		
				2・3号		7:15-19:15	7:15-18:15	6	12	12	20	20	20	90	7:15-18:15	8:00-16:00	~19:15	3,000	300/1H	500		4,500	
	199	あげなこども園	字西原129	1号	979-7575	7:15-19:00	7:15-18:15	-	-	-	10	10	10	30	8:15-14:00	-	-	-	400	3,600	休園		
				2号		7:15-19:00	7:15-18:15	-	-	-	24	24	40	88	7:15-18:15	8:00-16:00	~19:00	3,000	300/1H	500		4,500	
	201	あげなこども園 分園	字安慶名251	3号	979-7070	7:15-19:00	7:15-18:15	3	18	18	-	-	-	39	7:15-18:15	8:00-16:00	~19:00	3,000	300/1H	-	-	休園	
	205	ハッピーネスこども園	字仲嶺231	1号	974-1177	7:00-19:00	7:00-19:00	-	-	-	5	5	5	15	7:00-18:00	8:00-16:00	~19:00	上限5,000円 (利用分請求)	300/1H	500	5,500	休園	
2・3号				7:00-19:00		7:00-19:00	9	-	30	35	35	31	140	7:00-18:00	8:00-16:00	~19:00	上限5,000円 (利用分請求)	300/1H	500	5,500			
207	愛しみ第2分園 (ハッピーネスこども園分園)	字仲嶺271-1	3号	911-9955	7:00-19:00	7:00-19:00	-	30	-	-	-	-	30	7:00-18:00	8:00-16:00	~19:00	上限5,000円 (利用分請求)	300/1H	-	-	休園		
208	にじの色こども園	字高江洲794-1	1号	974-1720	7:15-18:45	7:15-18:15	-	-	-	5	5	5	15	8:15-14:15	-	-	-	0	4,500	休園			
			2・3号		7:15-18:45	7:15-18:15	15	24	24	25	25	25	138	7:15-18:15	8:15-16:15	~18:45	3,000	300/1H	500		4,500		
222	豊原まどかこども園	字豊原230-1	1号	973-4942	7:15-19:00	7:15-18:15	-	-	-	5	5	5	15	8:00-14:00	-	-	-	0	4,500	休園			
			2・3号		7:15-19:00	7:15-18:15	6	12	12	20	20	20	90	7:15-18:15	8:00-16:00	~19:00	3,000	300/1H	500		4,500		

1号認定		長期休暇				預かり保育 利用料 (円) ※2
預かり保育時間	春	夏	秋	冬		
月～金	14:00-19:00	○	○	-	○	800/日 400/半日 長期休暇 800/日
土(長期)	8:00-18:15					
月～金	14:00-18:00	○	○	-	○	300/1H
土(長期)	7:30-18:00					
月～金	14:00-18:00	○	○	-	○	450/半日 1000/日 長期休暇 1000/日
土(長期)	8:30-18:30					
月～金	14:00-19:00	○	○	-	○	14時～ 100/30分 長期休暇 8月のみ (土曜日含む) 200/日
土(長期)	7:30-18:30					
月～金	14:00-18:00	○	○	-	○	900/日 450/半日 長期休暇 900/日
土(長期)	7:00-18:00					
-						
月～金	14:00-18:15	○	○	-	○	400/半日 ※8時～14時 14時以降は1 時間毎に100円 徴収
土(長期)	7:15-18:15					
月～金	14:00-19:00	○	○	-	○	300/1H
土(長期)	8:15-18:15	○	○	-	○	300/1H
-						
月～金	14:00-18:00	-	-	-	-	無し
土(長期)	7:00-18:00					
-						
月～金	14:15-18:15	○	○	-	○	900/日 450/半日 長期休暇 900/日
土(長期)	-					
月～金	14:00-18:15	○	○	-	○	400/半日 ※8時～14時 14時以降は1 時間毎に100円 徴収
土(長期)	8:00-18:15					

【認定こども園】



左のQRコードを読み取ると、グーグルマップで下記施設等の位置図が表示されます。正常に表示するためには、Googleアカウントが必要です。※グーグルマップの番号と、下記施設番号は異なりますので、ご利用の際はご注意ください。

※1 令和6年9月1日時点での給食費を記載しています。給食費の価格は変更になる可能性があります。

※2 預かり保育利用料は別途、食費・おやつ代がかかる場合があります。

☆この施設一覧に掲載されている内容は、変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

地区	種別	施設番号	施設名	所在地	認定区分	電話番号	開所時間(延長含む)		利用定員※(令和7年4月1日予定)							認定利用区分時間		延長保育 ※標準時間認定の延長保育			給食費 ※1		慰霊の日	1号認定		長期休暇				預かり保育 利用料 (円) ※2
							月~金曜日	土曜日	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	標準時間	短時間	時間	利用料(月)	利用料(時間)	主食費 (市補助(500円) 減免後の額)	副食費(円)		春	夏	秋	冬			
																												時間	時間	
具志川地区	私立	224	田場こども園	字田場874-1	1号	989-0273	7:30-19:00	7:30-18:30	-	-	-	10	10	10	30	8:00-14:00	-	-	-	500	2,500	休園	1号認定 預かり保育時間	○	○	-	○	450/日 長期休暇 1,000/日		
					2号		7:30-19:00	7:30-18:30	-	-	-	30	30	30	90	7:30-18:30	8:00-16:00	~19:00	3,000	300/1H	500		4,500						曜日	時間
		225	兼原こども園	字喜屋武384	1号	989-4368	7:30-19:00	7:30-19:00	-	-	-	15	15	15	45	8:00-14:00	-	-	-	0	4,300	休園	月~金	14:00-18:00	○	○	-	○	450/半日 1,000/日 長期休暇 1,000/日	
					2・3号		7:30-19:00	7:30-19:00	9	12	12	12	12	12	69	7:30-18:30	8:00-16:00	~19:00	3,000	300/30分	0		6,000	土(長期のみ)						8:00-18:30
		228	すずらんこども園	字赤道575	1号	987-8670	7:00-19:00	7:00-18:00	-	-	-	5	5	5	15	8:00-14:00	-	-	-	500	4,500	休園	月~金	14:00-18:00	○	○	-	○	300/1H	
					2・3号		7:00-19:00	7:00-18:00	9	12	15	18	18	18	90	7:00-18:00	8:00-16:00	~19:00	3,000	300/1H	500		4,500	土(長期)						-
		235	認定こども園 ひまわりっ童ほいくえん	みどり町2-22-22	1号	974-4611	7:00-19:00	7:00-18:00	-	-	-	5	5	5	15	8:00-14:00	-	-	-	400	3,600	休園	月~金	14:00-18:00	○	○	-	○	300/1H	
					2・3号		7:00-19:00	7:00-18:00	-	34	34	40	40	20	168	7:00-18:00	8:00-16:00	~19:00	3,000	300/1H	500		4,500	土(長期)						14:00-18:00
		236	認定こども園 ひまわりっ童ほいくえん 分園ひよこ	字赤野1255	3号	974-6633	7:00-19:00	7:00-18:00	30	-	-	-	-	-	30	7:00-18:00	8:00-16:00	~19:00	3,000	300/1H	-	-	休園	-						
		251	具志川こども園	字具志川3133	1号	973-5241	7:30-19:00	7:30-18:30	-	-	-	5	5	5	15	8:00-14:00	-	-	-	0	4,500	休園	月~金	14:00-18:30	○	○	-	○	900/日 450/半日 長期休暇 900/日	
2号	7:30-19:00				7:30-18:30		-	-	-	8	14	18	40	7:30-18:30	8:00-16:00	~19:00	3,000	300/1H	500	4,500	土(長期)		8:00-18:30							
252	高江洲こども園	字高江洲17-1	1号	989-8141	7:30-19:00	7:30-19:00	-	-	-	8	8	8	24	8:00-14:00	-	-	-	0	3,300	休園	月~金	14:00-18:00	○	○	-	○	450/半日 1,000/日 長期休暇 1,000/日			
			2・3号		7:30-19:00	7:30-19:00	9	18	18	20	20	20	105	7:30-18:30	8:00-16:00	~19:00	3,000	300/30分	0		5,000	土(長期)						7:30-18:30		
256	むぎの子第二こども園	字具志川2139-3	1号	989-1884	7:00-19:00	7:00-18:00	-	-	-	5	5	5	15	8:00-14:00	-	-	-	500	5,000	休園	月~金	14:00-18:00	○	○	-	○	900/日 450/半日 長期休暇 900/日			
			2・3号		7:00-19:00	7:00-18:00	6	18	18	20	13	5	80	7:00-18:00	8:30-16:30	~19:00	-	300/1H	500		5,000	土(長期)						8:00-18:00		
257	ひがしの大空こども園	字具志川2964	1号	988-5811	7:00-19:00	7:00-18:00	-	-	-	5	5	5	15	7:00-14:00	~19:00	-	-	18:00~18:29 200円 18:30~18:59 400円 19:00~100円/1分	500	4,500	休園	月~金	14:00-18:00	-	-	-	-	長期休暇 1,000/日 満3歳児のみ		
			2・3号		7:00-19:00	7:00-18:00	12	18	18	24	24	24	120	7:00-18:00	8:00-16:00	~19:00	-	-	18:00~18:29 200円 18:30~18:59 400円 19:00~100円/1分	500		5,500	土(長期)						8:00-18:00	

【認定こども園】



左のQRコードを読み取ると、グーグルマップで下記施設等の位置図が表示されます。正常に表示するためには、Googleアカウントが必要です。※グーグルマップの番号と、下記施設番号は異なりますので、ご利用の際はご注意ください。

※1 令和6年9月1日時点での給食費を記載しています。給食費の価格は変更になる可能性があります。

※2 預かり保育利用料は別途、食費・おやつ代がかかる場合があります。

☆この施設一覧に掲載されている内容は、変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

地区	種別	施設番号	施設名	所在地	認定区分	電話番号	開所時間(延長含む)		利用定員※(令和7年4月1日予定)							認定利用区分時間		延長保育 ※標準時間認定の延長保育			給食費 ※1		憩 霊 の 日	1号認定		長期休暇				預かり保育 利用料 (円) ※2	
							月～金曜日	土曜日	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	標準 時間	短時間	時間	利用料 (月)	利用料 (時間)	主食費 (市補助(500円) 減免後の額)	副食費 (円)		1号認定 預かり保育時間	春	夏	秋	冬			
																													時間		時間
具志川地区	私立	258	幼保連携型認定こども園 わくわくほいくえん	字江洲1380	1号	923-0980	7:00-19:00	7:00-18:00	-	-	-	5	5	5	15	8:00-14:00	-	-	-	500	5,000	休園	月～金	14:00-18:00	○	○	-	○	900/日 450/半日 長期休暇 900/日		
					2・3号		7:00-19:00	7:00-18:00	9	24	24	24	24	24	129	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	-	300/30分 400/1H	500		5,000	土(長期)	7:00-18:00						
		311	(仮称)あかるい子ども園 ※あかるい子保育園から認定こども園に移行予定	字栄野比357番地4	1号	972-4358	7:00-19:00	7:00-18:00	-	-	-	5	5	5	15	7:00-14:00	-	-	-	2,500	300/1H	500	3,800	休日	月～金	14:00-18:00	-	-	○	-	450/半日 900/日 長期900/日
					2・3号		7:00-19:00	7:00-18:00	12	18	20	20	20	10	100	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	2,500	300/1H	500	4,500	土(長期)		8:00-18:00						
313	(仮称)コスモストーリーこども園 ※コスモストーリー保育園から認定こども園に移行予定	字上江洲455	1号	974-7239	7:00-19:00	7:00-18:00	-	-	-	5	5	5	15	8:00-14:00	-	-	-	-	-	500	4,500	休園	月～金	14:00-18:00	○	○	-	○	900/日 450/半日 長期休暇 900/日		
			2・3号		7:00-19:00	7:00-18:00	12	18	18	30	30	22	130	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500	4,500	土(長期)		8:00-18:00								
315	(仮称)コスモストーリーこども園 分園	字上江洲413	3号	988-7817	7:00-19:00	7:00-18:00	6	12	12	-	-	-	30	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	-	-	休園										
石川地区	公立	226	伊波こども園	石川伊波287-1	1号	964-2980	7:15-19:00	7:15-18:15	-	-	-	10	10	20	40	8:00-14:00	-	-	-	500	3,500	休園	月～金	14:00-19:00	○	○	-	○	800/日 400/半日 長期休暇 800/日		
					2号		7:15-19:00	7:15-18:15	-	-	-	20	20	30	70	7:15-18:15	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500		4,500	土(長期)	8:00-18:15						
	私立	223	石川こども園	石川2-12-34	1号	964-2229	7:15-19:00	7:15-18:15	-	-	-	7	7	10	24	8:00-14:00	-	-	-	500	3,500	休園	月～金	14:00-18:15	○	○	-	○	400/1H 500/2H以上 長期休暇 1,000/日		
					2・3号		7:15-19:00	7:15-18:15	12	18	18	35	35	35	153	7:15-18:15	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500		4,500	土(長期)	8:00-18:15						
		237	つくしこども園	石川東山本町2-4-32	1号	963-0125	7:00-18:30	7:00-18:00	-	-	-	5	5	5	15	8:00-14:00	-	-	-	500	4,000	休園	月～金	14:00-18:00	○	○	-	○	450/半日 900/日 長期休暇 900/日		
2・3号	7:00-18:30	7:00-18:00	8	12	15		15	15	10	75	7:00-18:00	8:30-16:30	～18:30	-	200/30分	500	5,000	土(長期)	8:00-18:00												
283	(仮称)まことしかわこども園 ※まことしかわ保育園から認定こども園に移行予定	石川東恩納西原456番地	1号	964-7788	7:00-19:00	7:00-18:00	-	-	-	5	5	5	15	8:00-14:00	-	-	-	500	3,500	休園	月～金	14:00-19:00	○	○	-	○	14時～19時 100/30分 (上限1,000円) 長期休暇 8月のみ (土曜日含む) 200/日				
2・3号	7:00-19:00	7:00-18:00	12		24	24	24	24	24	132	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	-	200/30分	500	4,500	土(長期)	7:00-18:00												
312	(仮称)大育こども園 ※大育保育園から認定こども園に移行予定	石川2287-4	1号	964-2744	7:00-19:00	7:00-18:00	-	-	-	5	5	5	15	8:00-14:00	-	-	-	500	3,500	休園	月～金	14:00-18:00	○	○	-	○	450/半日 900/日 長期900/日				
2・3号	7:00-19:00	7:00-18:00	9		18	18	18	18	15	96	7:00-18:00	8:30-16:30	～19:00	3,000	300/1H	500	4,500	土(長期)	8:00-18:00												
勝連地区	私立	140	へしきや・かなさこども園	勝連平敷屋3850	1号	987-8266	7:30-19:00	7:30-18:30	-	-	-	5	5	5	15	8:15-14:00	-	-	-	0	0	休園	月～金	14:00-19:00	○	○	-	○	300/1H 長期休暇 300/1H		
					2号		7:30-19:00	7:30-18:30	-	-	-	15	15	15	45	7:30-18:30	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/30分	500		4,500	土(長期)	8:15-18:30						
		227	勝連こども園	勝連平安名2976-1	1号	978-5577	7:30-19:00	7:30-18:30	-	-	-	5	5	5	15	8:15-14:00	-	-	-	0	0	休園	月～金	14:00-19:00	○	○	-	○	300/1H 長期休暇 300/1H		
2号	7:30-19:00	7:30-18:30	-	-	-		20	20	20	60	7:30-18:30	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/30分	500	4,500	土(長期)	8:15-18:30												
253	まこときむたかこども園	【本園】 勝連南風原272-1 【分園】 勝連南風原279-1	1号	978-4209	7:15-19:00	7:15-18:15	-	-	-	3	3	3	9	8:00-14:00	-	-	-	500	3,500	休園	月～金	8:00～18:15	○	○	-	○	14時～18時15分 100/30分 (上限1,000円) 長期休暇 8月のみ 200/日				
2・3号	7:15-19:00	7:15-18:15	3		12	12	20	20	20	87	7:15-18:15	8:00-16:00	～19:00	-	18:15～300/45分	500	4,500	土(長期)	8:00～18:15												

**【認定こども園】**



左のQRコードを読み取ると、グーグルマップで下記施設等の位置図が表示されます。正常に表示するためには、Googleアカウントが必要です。※グーグルマップの番号と、下記施設番号は異なりますので、ご利用の際はご注意ください。

☆この施設一覧に掲載されている内容は、変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

※1 令和6年9月1日時点での給食費を記載しています。給食費の価格は変更になる可能性があります。

※2 預かり保育利用料は別途、食費・おやつ代がかかる場合があります。

地区	種別	施設番号	施設名	所在地	認定区分	電話番号	開所時間（延長含む）		利用定員※（令和7年4月1日予定）							認定利用区分時間		延長保育 ※標準時間認定の延長保育			給食費 ※1		慰霊の日	1号認定		長期休暇				預かり保育 利用料 （円） ※2
							月～金曜日	土曜日	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	標準時間	短時間	時間	利用料（月）	利用料（時間）	主食費 （市補助（500円） 減免後の額）	副食費 （円）		1号認定 預かり保育時間		春	夏	秋	冬	
																								曜日	時間					
与那城地区	公立	254	与那城こども園	与那城屋慶名468-1	1号	978-3130	7:15-19:00	7:15-18:15	-	-	-	10	10	10	30	8:00-14:00	-	-	-	500	3,500	休園	月～金	14:00-19:00	○	○	-	○	800/日 400/半日 長期休暇 800/日	
	2号	-	-	-	10		10	20	40	7:15-18:15	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500	4,500														
与那城地区	私立	168	ふくよか彩橋認定こども園	【ふくよか園舎】0～3歳 与那城平安座8146-1 【彩橋園舎】4・5歳 与那城平安座8169-1	1号	【ふくよか園舎】 977-7611 【彩橋園舎】 923-3811	7:30-19:00	7:30-19:00	-	-	-	5	5	5	15	8:00-14:00	-	-	-	500	3,800	休園	月～金	14:00-18:30	○	○	-	○	300～ 上限700/日 土曜日 2,000円/日 長期休暇 1000/日	
	2・3号	6	12	12	10		10	10	60	7:30-18:30	8:30-16:30	～19:00	2,500	300/30分	500	4,500														

**【幼稚園】**

具志川地区	私立	277	具志川花園幼稚園	字昆布93番地の1	1号	972-2772	8:00-18:30	-	-	-	-	10	10	15	35	8:00-12:30	～13:00	-	300/30分	500	4,500	休園	月～金	8:00-18:00	○	○	-	○	700円
-------	----	-----	----------	-----------	----	----------	------------	---	---	---	---	----	----	----	----	------------	--------	---	---------	-----	-------	----	-----	------------	---	---	---	---	------



施設によって  
受け入れ人数や開所時間が異なります。  
入所希望の際は注意してください。



【保育所・小規模・事業所】

☆この施設一覧に掲載されている内容は、変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

☆事業所内保育所の利用定員の（ ）の数字は、従業員枠の利用定員です。



左のQRコードを読み取ると、グーグルマップで下記施設等の位置図が表示されます。正常に表示するためには、Googleアカウントが必要です。※グーグルマップの番号と、下記施設番号は異なりますので、ご利用の際はご注意ください。

※1 令和6年9月1日時点での副食費を記載しています。副食費の価格は変更になる可能性があります。

地区	種別	施設番号	施設名	所在地	認定区分	電話番号	開所時間（延長含む）		利用定員※（令和7年4月1日予定）							認定利用区分時間		延長保育 ※標準時間認定の延長保育			給食費 ※1		慰霊の日	卒園児受入の連携施設
							月～金曜日	土曜日	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	標準時間	短時間	時間	利用料（月）	利用料（時間）	主食費 （市補助（500円） 減免後の額）	副食費 （円）		
具志川立	25	すこやか保育園	字赤野1391-1	2・3号	973-1379	7:00-18:30	7:00-18:00	12	20	24	24	24	22	126	7:00-18:00	8:30-16:30	～18:30	3,000	300/1H	500	4,500	休園		
	26	夢の子保育園	字宮里855	2・3号	973-7800	7:00-19:00	7:00-18:00	12	18	20	20	20	20	110	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500	4,500	休園		
	27	百合が丘保育園	字大田757	2・3号	973-6645	7:15-19:00	7:15-18:15	9	18	24	29	28	22	130	7:15-18:15	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500	5,000	休園		
	29	あかな保育園	字喜屋武409-4	2・3号	973-1201	7:00-19:00	7:00-18:00	-	18	18	18	18	18	90	7:00-18:00	8:30-16:30	～19:00	3,000	300/1H	500	4,500	休園		
	110	あかな保育園分園 （ていんさくめ花保育園）	字喜屋武683-1	3号	974-7177	7:00-19:00	7:00-18:00	10	-	-	-	-	-	10	7:00-18:00	8:30-16:30	～19:00	3,000	300/1H	-	-	休園		
	30	あかつき保育園	字江洲413-2	2・3号	973-1202	7:15-19:00	7:15-18:15	9	18	18	18	16	16	95	7:15-18:15	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500	4,500	休園		
	31	希望の星保育園	みどり町5-18-9	2・3号	972-3800	7:00-19:00	7:00-18:00	8	12	18	19	19	10	86	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500	4,500	休園		
	32	のびのび保育園	字仲嶺691-1	2・3号	974-1781	7:00-19:00	7:00-18:00	15	18	18	30	30	29	140	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	-	300/30分 400/1H	500	5,000	休園		
	108	のびのびこどもの家 （のびのび保育園分園）	字前原54	3号	923-0307	7:00-19:00	7:00-18:00	6	12	12	-	-	-	30	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	-	300/30分 400/1H	-	-	休園		
	34	輝宝保育園	字喜屋武566番地4	2・3号	973-9238	7:00-19:00	7:00-18:00	12	24	24	30	30	18	138	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500	4,500	休園		
	46	こざくら保育園	字宮里655-1	2・3号	974-1261	7:00-19:00	7:00-18:00	9	18	18	20	20	15	100	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500	4,500	休園		
	50	つくしんぼ保育園	みどり町3-8-3	2・3号	974-9009	7:00-19:00	7:00-18:00	-	-	18	18	18	16	70	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500	4,500	休園		
	63	つくしんぼ保育園 分園	みどり町3-15-6	3号	973-4550	7:00-19:00	7:00-18:00	12	18	-	-	-	-	30	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	-	-	休園		
	68	のびっ子保育園	字田場1428-1	2・3号	988-7855	7:30-19:00	7:30-18:30	6	12	12	20	20	20	90	7:30-18:30	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500	4,500	休園		
	77	青いどり保育園	字塩屋469-1	2・3号	987-8155	7:15-18:45	7:15-18:15	12	18	18	30	30	22	130	7:15-18:15	8:15-16:15	～18:45	3,000	300/30分	500	4,500	休園		
	107	おとぎの森保育園 （青いどり保育園分園）	字塩屋284-5	3号	982-6722	7:15-18:45	7:15-18:15	6	12	12	-	-	-	30	7:15-18:15	8:15-16:15	～18:45	3,000	300/30分	-	-	休園		
	136	前原どろんご保育園	字前原599-1	2・3号	987-8601	7:00-20:00	7:00-20:00	12	18	18	24	24	24	120	7:00-18:00	8:30-16:30	～20:00	5,000	500/1H	500	4,500	開園		
	138	この花ナーサリ	字兼箇段773-1	2・3号	974-4594	7:00-19:00	7:00-18:00	9	12	12	20	25	22	100	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500	4,500	休園		
	137	あむーる保育園	字西原199-1	2・3号	972-2068	7:30-19:30	7:30-18:30	6	12	12	20	20	20	90	7:30-18:30	8:30-16:30	～19:30	3,000	150/30分	500	4,500	休園		
	230	JOYキッズガーデン	字兼箇段1630-1	2・3号	987-8770（法人本部）	7:00-19:00	7:00-18:00	9	24	24	24	24	24	129	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	-	150/30分	500	4,500	休園		

【保育所・小規模・事業所】

☆この施設一覧に掲載されている内容は、変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

☆事業所内保育所の利用定員の（）の数字は、従業員枠の利用定員です。



左のQRコードを読み取ると、グーグルマップで下記施設等の位置図が表示されます。正常に表示するためには、Googleアカウントが必要です。※グーグルマップの番号と、下記施設番号は異なりますので、ご利用の際はご注意ください。

※1 令和6年9月1日時点での副食費を記載しています。副食費の価格は変更になる可能性があります。

地区	種別	施設番号	施設名	所在地	認定区分	電話番号	開所時間(延長含む)		利用定員※(令和7年4月1日予定)							認定利用区分時間		延長保育 ※標準時間認定の延長保育			給食費 ※1		慰霊の日	卒園児受入の連携施設
							月～金曜日	土曜日	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	標準時間	短時間	時間	利用料(月)	利用料(時間)	主食費 (市補助(500円) 減免後の額)	副食費(円)		
具志川	小規模	52	小規模保育モン・ベベ	字田場1008-2	3号	923-2156	7:00-19:00	7:00-18:00	3	9	-	-	-	-	12	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	-	-	休園	ひがしの大空こども園
		72	JOYキッズガーデン tairagawa	字平良川6-8	3号	959-3714	7:00-19:00	7:00-18:00	3	6	6	-	-	-	15	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	-	150/30分	-	-	休園	認定こども園 まどか保育園
		79	そよかぜ保育園	字仲嶺171-1	3号	974-1202	7:30-19:30	7:30-19:30	6	6	6	-	-	-	18	7:30-18:30	8:00-16:00	～19:30	3,000	150/30分	-	-	休園	輝宝保育園
		86	Kidsルームきらり	みどり町2-22-17-1	3号	923-3379	7:00-19:00	7:00-19:00	6	6	6	-	-	-	18	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	-	-	休園	認定こども園 ひまわりっ童ほいくえん
		94	げんき保育園	字安慶名1028-1	3号	989-7572	7:00-19:00	7:00-19:00	6	6	6	-	-	-	18	7:30-18:30	8:00-16:00	～19:00	-	300/1H	(食材費) 2,000円/月	-	休園	のびっ子保育園
		99	ひだまり保育園	字平良川375-1	3号	989-5262	7:15-19:15	7:15-19:15	6	6	6	-	-	-	18	7:15-18:15	8:00-16:00	～19:15	3,000	300/1H	-	-	休園	あげなこども園
		100	JOYキッズガーデン kanekadan	字兼箇段1562-1	3号	974-3434	7:00-19:00	7:00-18:00	6	6	6	-	-	-	18	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	-	150/30分	-	-	休園	JOYキッズガーデン
		101	愛保育園	字川田436-1	3号	974-3525	7:15-19:15	7:15-19:15	6	6	6	-	-	-	18	7:15-18:15	8:00-16:00	～19:15	3,000	300/1H	-	-	休園	豊原まどかこども園
		114	ルミエール保育園	字平良川176 大光ビル2F	3号	973-6078	7:30-19:30	7:30-18:30	6	6	6	-	-	-	18	7:30-18:30	8:30-16:30	～19:30	3,000	150/30分	-	-	休園	あむーる保育園
		126	この花KidsRoom	字兼箇段1627	3号	989-0511	7:00-19:00	7:00-18:00	6	6	6	-	-	-	18	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	-	-	休園	この花ナーサリ
		127	くすみ保育園	字宮里803	3号	973-6211	7:00-19:00	7:00-18:00	6	6	6	-	-	-	18	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	-	-	休園	中原こども園
		129	いちごレイラニ保育園	字田場1117-1	3号	989-7118	7:00-19:00	7:00-19:00	6	6	6	-	-	-	18	7:00-18:00	8:30-16:30	～19:00	3,000	150/30分	-	-	休園	ハッピーネスこども園
事業所内		240	テトテすざき	字州崎14-17 2階	3号	937-7885	7:30-19:30	7:30-19:30	6(2)	6(5)	6(5)	-	-	-	18(12)	7:30～18:30	8:00～16:00	～19:30	3,000	150/30分	-	-	休園	まこときむたかこども園
		191	ハート保育園	字赤道174-12 (202号室)	3号	989-0045	7:30-19:30	7:30-19:30	5(1)	5(1)	5(1)	-	-	-	15(3)	7:30-18:30	8:00-16:00	～19:30	3,000	300/1H	-	-	休園	中原こども園
石川立	私	38	たいら保育園	石川2513	2・3号	964-2975	7:15-19:00	7:15-18:15	5	12	16	13	12	70	7:15-18:15	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500	4,500	休園		
		40	美原保育園	石川東恩納1512-3	2・3号	965-0398	7:00-19:00	7:00-18:00	6	12	12	12	12	60	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500	4,500	休園		
		41	伊波保育園	石川伊波887番地の1	2・3号	964-2175	7:00-19:00	7:00-18:00	3	12	15	15	15	9	69	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,800	300/1H	500	5,000	休園	
		42	ラスカル保育園	石川1916-7	2・3号	965-3060	7:00-19:00	7:00-18:00	6	12	14	14	14	10	70	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	500	5,000	休園	
		44	むぎの子保育園	石川曙3-3-10	2・3号	965-0997	7:00-19:00	7:00-18:00	6	12	18	20	20	14	90	7:00-18:00	8:30-16:30	～19:00	-	300/1H	500	5,000	休園	
		45	なかよし保育園	石川白浜1-4-51	2・3号	965-1071	7:00-19:00	7:00-18:00	9	18	18	24	24	24	117	7:00-18:00	8:00-16:00	～19:00	3,000	300/1H	1,000	4,500	休園	
		135	石川どろんご保育園	石川東恩納952-1	2・3号	987-8101	7:00-20:00	7:00-20:00	12	18	18	24	24	24	120	7:00-18:00	8:30-16:30	～20:00	5,000	500/1H	500	4,500	開園	





## 必要書類セルフチェックシート(2号・3号認定用)

■ 申込みに必要な書類がそろっていない場合、受け付けができませんのでご確認ください。

①利用申込書 兼 支給認定申請書 ※児童1人につき1枚		チェック欄	
申込書(申請書)中、すべての項目に記入している		<input type="checkbox"/>	
②発育状況調査票 ※新規児童・転園希望の場合、児童1人につき1枚		チェック欄	
調査票中、すべての項目に記入している		<input type="checkbox"/>	
③保護者の保育を必要とする事由を証明する書類		チェック欄	
・各証明書は申込日から起算して3か月以内に作成されたものを有効とします。 ・「★」は指定様式です。		父	母
勤務・採用予定の方	『就労証明書』(市指定様式) ★	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
自営業・内職・農業・漁業 その他(委託業)の方	①『就労証明書』(市指定様式) ★ ②下記証明書類のうち1点 ・『個人業の開業・廃業等届出書(控え)』(税務署受付印有) ・『申告控えの写し』・『営業許可証』等 ※②の証明書類がない場合は、就労証明書下部分の誓約書に署名が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
育児休業中(予定)の方	『(育児期間記載のある)就労証明書』(市指定様式) ★	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
みなし育児の方 ※注1	親子健康手帳の出生届済証明のページの写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
妊娠・出産予定の方	『親子健康手帳』の写し(分娩予定日が記載されたページ) ※分娩予定日が確認できる書類の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
病気療養中の方	疾病:『診断書(保護者・祖父母用)』(市指定様式) ★ 障害:『身体障害者手帳』『療育手帳』 『精神障害者保健福祉手帳』の写し(いずれか1点)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
求職活動中の方 (自営業準備期間中も含む)	『求職活動状況申立書』(市指定様式) ★	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
親族の介護・看護の方	①『診断書(看護・介護用)』★(市指定様式) ②『看護(介護)状況申告書』★(市指定様式)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就学中(予定)の方	『在学証明書』及び『時間割表』の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
災害復旧等に当たっている方	『罹災証明書』	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※注1 (例) 育児休業制度を取得していないが、2歳未満の第2子以降を家庭保育している等

### ■ 提出前にこちらをチェック

<input type="checkbox"/>	1	保育施設等の定員の関係により利用できない場合があります。あらかじめご了承ください。
<input type="checkbox"/>	2	1次申込期間後10/18(金)～12/27(金)までは受付停止期間です。 4月入所希望の場合、2次申込は1/6(月)以降からの受け付けとなります。
<input type="checkbox"/>	3	保育所施設等の入所選考は「提出された書類」をもとに「審査・決定」します。 申込み後、「世帯状況」や「勤務状況」に変更があった場合は、速やかに手続が必要です。 ○R7.4月入所希望の場合……<11/29(金)まで>が変更受付期間。 ○R7.5月以降入所希望の場合……<入所希望月の前月10日まで>が変更受付期間。 *「保育を必要とする事由(就労状況等)」に変更があった場合は、再選考となる可能性があります。 *状況に変更があったにも関わらず変更の手続がない場合、選考で不利になることや入所決定を取消す場合があります。
<input type="checkbox"/>	4	希望園は、第1希望から第5希望までを記入することができます。 ○R7.4月入所希望……一斉申込受付期間外の希望園変更は受け付けできません。 2次選考以降は希望園の変更が可能です。 (変更受付期間は市HPに掲載します。) ○R7.5月以降入所希望……入所希望月の前月10日までが新規申込・希望園変更の受付期間となります。(空き状況は毎月初旬に市HPにて公表します。)
<input type="checkbox"/>	5	児童の発達・発育に遅れを感じる方は、申込みの際に必ず申出てください。 (個別支援保育を希望する方は、希望園で利用調整ができない場合、別の園に入所となることがあります。)
<input type="checkbox"/>	6	施設等における集団生活に支障がある場合、利用できないことがあります。
<input type="checkbox"/>	7	年度途中で転園を希望する場合は、一度退所し新規児童として再申込みが必要です。 また、転園が決まった場合、元の園には戻れません。
<input type="checkbox"/>	8	施設等利用開始後に、市外へ転出する場合は当月末で退所となります。
<input type="checkbox"/>	9	退所する場合、退所予定日の15日前までに「市」と「施設」の両方で手続を行ってください。 ※退所が決定した場合は、速やかに手続を行ってください。